

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 2 号

瀬戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会委員会条例（昭和 41 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管</u>)</p> <p>第 2 条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>3</u> &lt;省略&gt;</p> <p><u>4</u> &lt;省略&gt;</p> <p><u>5</u> &lt;省略&gt;</p> <p><u>6</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(<u>特別委員会の設置等</u>)</p> <p>第 4 条 特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため、必要があるときは、議会の議決により設置する。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p><u>3</u> <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p>	<p>(常任委員会の名称、常任委員の定数及びその所管)</p> <p>第 2 条</p> <p>常任委員会の名称及び常任委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p><u>2</u> &lt;省略&gt;</p> <p><u>3</u> &lt;省略&gt;</p> <p><u>4</u> &lt;省略&gt;</p> <p><u>5</u> &lt;省略&gt;</p> <p>(<u>特別委員会の設置</u>)</p> <p>第 4 条 特別委員会は、特定の事件を審査または調査するため、必要があるときは、議会の議決により設置する。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。